

瀬戸市下水道事業 よくある質問

瀬戸市下水道事業に関するQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

瀬戸市都市整備部下水道課
令和7年10月 作成

目次

- ◎ 下水道管工事について————— Q1 ～ Q5
- ◎ 宅地内の排水設備工事について————— Q6 ～ Q17
- ◎ 受益者負担金について————— Q18 ～ Q27
- ◎ 下水道使用料について————— Q28 ～ Q29
- ◎ その他————— Q30

◎下水道管工事について



Q1 下水道へ接続できない土地はありますか？

A1 宅地が道路よりも低い場合や道路沿いの水路が深い場合は、下水道への接続ができないことがあります。



Q2 雨が降ったときなど、汚水が逆流する心配はありませんか？

A2 瀬戸市は、汚水と雨水を別々に流して排除する方式（分流式）を採用していますので、降雨による逆流の心配はありません。

Q3 下水道管工事の時期は、いつごろですか？

A3 下水道管の埋設工事の時期は、令和8年6月から令和9年2月を予定しています。その後、令和9年7月頃から、舗装の復旧工事を行う予定です。
各地区には工事開始前に町内回覧などでお知らせします。
なお、万が一、通行に支障が生じるような舗装の破損・陥没などにお気づきの際はお知らせください。



Q4 同じ道路を何度も掘り返すのは、なぜですか？

A4 下水道管を埋設する場所を確保するために、すでに埋設してある水道管やガス管などの移設や復旧を行うためです。



Q5 工事中は、通行止めになりますか？

A5 広い道路では片側交互通行で工事を行いますが、狭い道路では車両通行止め（午前9時から午後5時まで）になることもあります。その場合は、事前に町内回覧などでお知らせします。

※ 工事の影響により、車庫や駐車場に車両が止められなくなる場合は、工事業者が工事を行う前に個別に相談させていただきます。

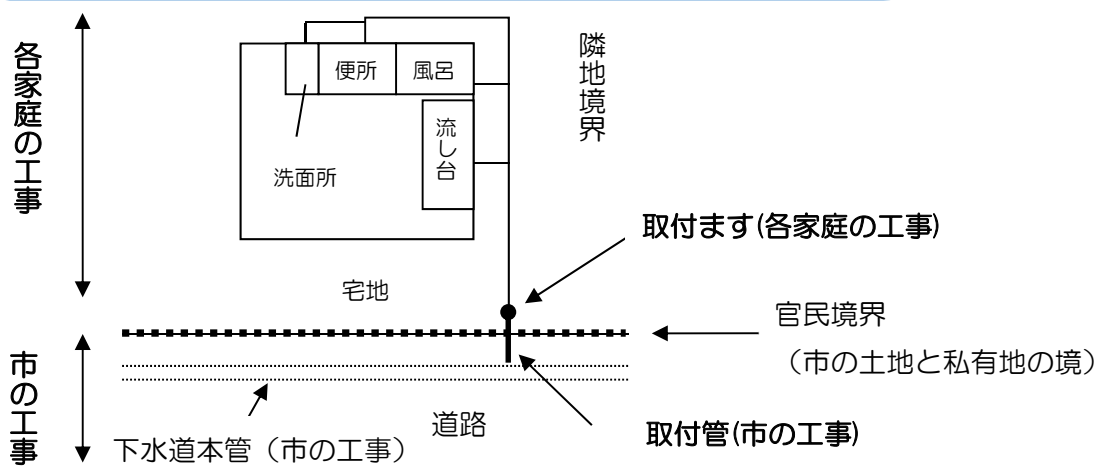
◎宅地内の排水設備工事について



Q6 下水道へ接続する工事も、市が工事をするのですか？

A6 道路下に埋める下水道本管と下水道本管から各家庭へつなぐ取付管（官民境界付近まで）は市が工事をしますが、取付ますを含む宅地内の排水設備は、個人負担で、必ず市の指定工事店によって工事をしてください。

市の指定工事店は同封のパンフレット「瀬戸市下水道排水設備指定工事店一覧」をご覧ください。



Q7 建物が建っていない空地にでも、取付管を設置できますか？

A7 ご希望に応じて、土地面積に応じた本数を市で設置します。

Q8 取付管は、何本設置できますか？

A8 次表に示す本数までは、市の負担で設置します。さらに多くの取付管の設置は個人負担となりますので、工事内容や費用について早めに市の指定工事店にご相談ください。

土地の台帳面積	本数
500 m ² 以下	1 本
500 m ² 超え、1,000 m ² 以下のもの	2 本
1,000 m ² 超え、1,500 m ² 以下のもの	3 本
1,500 m ² 超え、2,000 m ² 以下のもの	4 本
2,000 m ² 超えのもの	5 本





Q9 取付管の設置位置は、どのように決めたら良いですか？

A9 ご家庭の排水は浄化槽に集まってくるため、浄化槽が設置されている付近が良いと思います。しかし、宅地の状況（排水管の経路、周辺の側溝、水路の大きさなど）によって工事費も変わりますので、市の指定工事店（パンフレット「瀬戸市下水道排水設備指定工事店一覧」）にご相談ください。市の指定工事店の中には、事前相談を行っていない工事店や、相談が有料となる工事店がありますので、ご確認をお願いします。



Q10 宅地内の工事は、いつからできますか？

A10 宅地内の工事は、市に計画確認申請を提出し、市が確認した後に工事ができます。計画確認申請は、公共下水道の供用開始の告示日（下水道が使えるようになる日をお知らせする日（令和9年3月中旬頃））から受付を始めます。

Q11 宅地内の工事の期間は、どれくらいかかりますか？

A11 各ご家庭の条件によって異なりますが、数日から2週間程度かかります。実際に下水道へ切り替える作業は、数時間程度で完了しますが、その間は台所、トイレ、お風呂が使用できません。

なお、宅内の状況により切替え作業で時間がかかる場合は、仮設トイレを設置することになりますので、市の指定工事店（パンフレット「瀬戸市下水道排水設備指定工事店一覧」）にご相談ください。

Q12 宅地内工事の費用はいくら必要ですか？

A12 宅地内工事の費用は、お住まいの建物や敷地の状況や工事の内容により異なりますので、複数の指定工事店から見積りを取られることをお勧めします。

見積りは有料となる場合や、事前相談を行っていない工事店もありますのでご確認をお願いします。

（参考）浄化槽を廃止し、下水道へ接続する場合の工事費用は約20万円から50万円です。

条件によってはこれ以上の場合もあります。



Q13 工事完了後の維持管理は、どうなりますか？



A13 下水道本管から取付ますまでの取付管は市が、取付ますを含む宅地内の設備は所有者又は使用者が、維持管理することになります。

Q14 宅地内工事の助成制度はありますか？

A14 宅地内工事自体の助成制度はありませんが、供用開始から3年以内に公共下水道へ接続される方に、市が金融機関への融資あっせん及び利子補給を行う制度があります。あっせんを希望する場合は、事前に指定工事店に相談のうえ、工事を行う30日前までに申込書を提出してください。



Q15 現在、浄化槽によりトイレの污水だけを処理していますが、お風呂や台所も下水道へ切り替えなければなりませんか？



A15 下水道は、トイレの污水や風呂・台所の排水などの雨水以外の生活排水全てが対象となりますので、公共下水道供用開始日（下水道が使えるようになる日（令和9年3月31日））以後、すみやかに宅地内の工事をお願いします。

Q16 下水道使用により不要となった浄化槽はどうしたらいいのですか？

A16 不要となった浄化槽を個人の敷地内であっても放置することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による不法投棄（第16条）に該当するおそれもあり、将来、相続や不動産譲渡時のトラブルの原因にもなりかねないため、別の有効利用（雨水貯留タンク等）や特別な理由がなければ、汲み取りと清掃・消毒を行い、掘り起こして撤去することをお勧めします。

Q17 下水道の切替えは、義務付けられているのですか？

A17 下水道法では「くみ取り便所のある建物を所有する方は、供用開始の告示の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。」また、くみ取り以外の方も「この区域内に土地を所有する方、使用又は占有する方は供用開始の告示がされると、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。」と規定されています。

なお、「遅滞なく」の期間としては、具体的な規定は設けていませんが、現在、浄化槽をご利用されている方々も、諸事情が許す限り供用開始の告示日から3年以内をめどに下水道への切替えをお願いします。

◎受益者負担金について



Q18 受益者負担金とは、何ですか？



A18 受益者負担金は、下水道が整備された区域の方（土地所有者等）に、下水道整備にかかる費用の一部を負担していただくものです。

下水道が整備されると、家庭雑排水やトイレの汚水を直接下水道に流せるようになり、生活環境が改善され、その区域の公衆衛生が向上します。これにより、利便性や快適性が向上し、土地の資産価値が増加することとなります。

しかし、下水道を利用できるのは、道路や公園など異なり、下水道が整備された区域の方（土地所有者等）に限られます。

そこで、このような区域の方（土地所有者等）に、下水道の整備にかかる費用の一部をその土地の面積に応じてご負担いただくのが「下水道事業受益者負担金制度」です。この制度は、瀬戸市に限らず、全国的に採用されています。

新たに下水道供用区域となった土地1㎡あたり600円（1坪あたり約2,000円）で、その土地に対して一度限りの負担となります。

Q19 土地を所有しているだけで、受益者になるのですか？

A19 下水道が整備されることにより、その区域の公衆衛生の向上や生活環境の改善が図られ、土地の利用価値が高まるため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方は、未整備区域の方と比べて利益を受けることとなります。そのため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方は、全て受益者となります。

このため、取付管の設置申請をされていない方や敷地内の下水道接続工事をされていない土地の権利者についても、受益者となります。



Q20 受益者負担金は誰が支払うのですか？



A20 土地の権利をお持ちの方からの申告により受益者負担金を支払う方が決まります。

令和9年4月1日時点において、下水道が利用できるようになった区域の土地所有者（土地を2名以上の共有により所有されている場合は、固定資産税土地課税台帳上の土地所有者）の方に「下水道事業受益者申告書」を郵送します。土地所有者と建物の所有者、土地使用者などが異なる場合は、関係者で話し合いのうえ、受益者を決めて申告してください。また、土地を2名以上の共有により所有されている場合は、代表者を決めて申告してください。ご提出いただいた申告書の内容に基づき、受益者を認定します。

なお、申告の無い場合は、固定資産税土地課税台帳上の土地所有者を受益者として、認定します。

Q21 受益者負担金は、いつから支払うのですか？

A21 市が行う下水道工事が完了し、下水道供用開始後に受益者負担金の納付をお願いすることとなります。

具体的には、令和9年4月中旬から令和9年5月10日までに申告していただく「下水道事業受益者申告書」に基づき、受益者を認定し、その方を納付義務者とします。同年7月9日に納付義務者に対して、納入通知書を発送します。受益者負担金の第1期の納期限は、同年8月10日となります。（同封の資料1「下水道事業に関する全体スケジュール」をご覧ください。）

Q22 瀬戸市の受益者負担金は、なぜ土地面積の割合に応じて支払うのですか？

A22 受益者負担金は、下水道整備により利便性や快適性が向上し、土地の利用価値が高まることに対して賦課するものであり、土地の大きさによってその利益性は比例します。そのため、土地面積の割合に応じて受益者負担金をお願いしています。

全国的に見ても、ほとんどの市町村でこのような算定方法を採用しています。



Q23 どのような土地でも、受益者負担金を支払わなければなりませんか？



A23 下水道供用開始区域内の土地は、取付管の設置や下水道接続工事をされていない場合でも、すべて対象になります。(ただし、道路や水路など公共のために使用されている土地については、減免の対象となる場合があります。)

なお、現況地目が農地や山林などの場合は、受益者負担金の徴収の猶予(納付の延期措置)が一定期間受けられる場合があります。(ただし、猶予措置はあくまで支払いの先延ばしであり、支払いを減額・免除するものではありません。)

Q24 受益者負担金を支払わない場合は、どうなりますか？

A24 督促状、催告状の送付、電話催告や戸別訪問などにより催促します。また、納期限を過ぎると延滞金が増加されます。場合によっては、国税滞納処分の例により処分が行われます。受益者負担金の趣旨についてご理解いただき、納期限までにお支払いください。

Q25 土地の売買などにより、所有者を変更した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A25 下水道の供用が開始されると、令和9年4月1日現在の土地所有者に「下水道事業受益者申告書」を郵送します。この日までに土地の所有権移転がある場合は、売買などの際に新所有者へ受益者負担金の納付についてお伝えください。令和9年4月2日以降に所有権移転がある場合、受益者負担金の納付義務は、土地の名義等を変更しても自動的に変更されません。新たな権利者に納付義務を引き継ぐ場合は、下水道課で納付義務継承の手続きが必要です。(ただし、納期限を経過した受益者負担金は、新しい受益者に納付義務を継承することができません。)



Q26 受益者負担金の支払い方法は？



A26 納付書または口座振替にてお支払いいただけます。

納付書による支払いは、瀬戸市役所や各支所、下記の金融機関の窓口で支払えます。口座振替による支払いは Q27 をご覧ください。

コンビニエンスストアやクレジットカード、下記以外の金融機関ではお支払いいただけません。

ご利用いただける金融機関

瀬戸信用金庫、三菱UFJ銀行、あいち銀行、名古屋銀行、十六銀行、大垣共立銀行、あいち尾東農業協同組合、東海労働金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局（※）

（※）愛知・岐阜・三重・静岡各県下のゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

Q27 受益者負担金の口座振替の申込時期と方法は？

A27 令和9年4月中旬に送付する「下水道事業受益者申告書」などの書類と一緒に同封します「瀬戸市口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を、下記の金融機関の本店・支店の窓口へご提出ください。

ご利用いただける金融機関

「Q26」に記載されている金融機関に同じです。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局は、全国の支店の口座から振替が可能です。

◎下水道使用料について



Q28 下水道使用料は、何に使われますか？

A28 下水道管の清掃や下水処理施設での汚水の処理などの維持管理費用に使われています。



Q29 下水道使用料は、どのように支払うのですか？

A29 下水道の使用が開始されると、水道料金と合わせて2か月ごとにお支払いいただけます。

◎その他

Q30 下水道へ接続し、便所のくみ取りが必要なくなった場合、届出は必要ですか？

A30 し尿処理廃止届を市の環境課へご提出いただきます。
詳しくは、環境課ごみ減量係までお問い合わせください。

《連絡先》

- | | | |
|-----------|--------------|----------------------|
| ・下水道課建設係 | 0561-85-2979 | ：下水道管工事について |
| ・下水道課施設係 | 0561-85-1213 | ：宅地内の排水設備工事について |
| ・下水道課経営係 | 0561-85-1173 | ：受益者負担金・下水道使用料について |
| (し尿処理) | | |
| ・環境課ごみ減量係 | 0561-88-2674 | ：し尿処理廃止届(くみ取り廃止)について |